

佐賀市

ヤングケアラー支援マニュアル

(概要版)



佐賀市

令和8年(2026年)3月改訂

ヤングケアラーとは

- 子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。
- こどもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。
- 一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています。

<ヤングケアラーが行っていることの例>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・糖尿病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



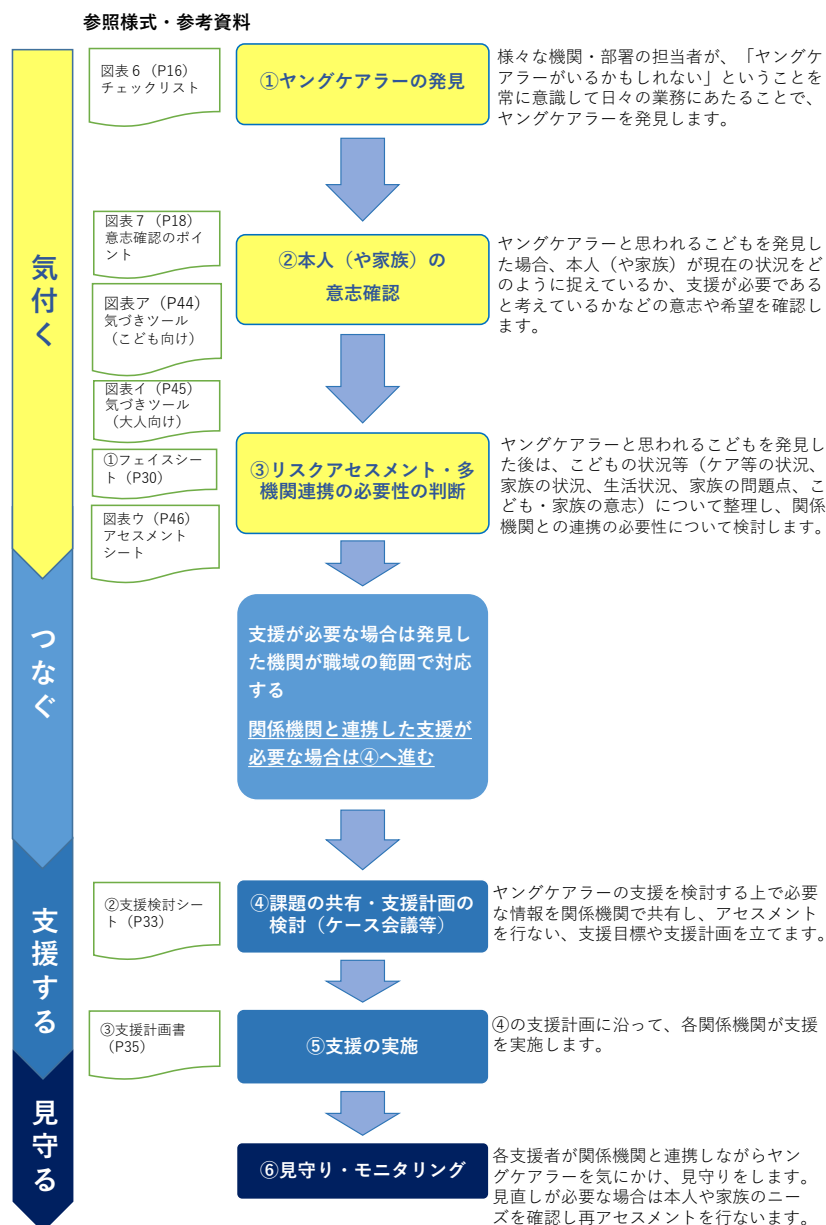
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出所：こども家庭庁ホームページ

ヤングケアラーへの気づきから支援までの流れ

○ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、以下のような経過をたどることが考えられます。
ヤングケアラーやその世帯を発見した際の対応や、連携して行う支援が必要な場合の分野ごとのフロー図については P 5～P 8 を、また図表内の参照様式・参考資料は、「佐賀市ヤングケアラー支援マニュアル」¹の該当ページをご覧ください。

<ヤングケアラー支援の一般的な流れ>



¹ 詳細は表紙 QR コードにて佐賀市公式ホームページ「ヤングケアラーに関する相談」をご参照ください。

支援機関別の気づきのポイント

○ヤングケアラーに気づくためには、様々な機関・部署の担当者が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識することでヤングケアラーを発見することにつながります。

<ヤングケアラーではないか？と気づくポイント（チェックリスト）>

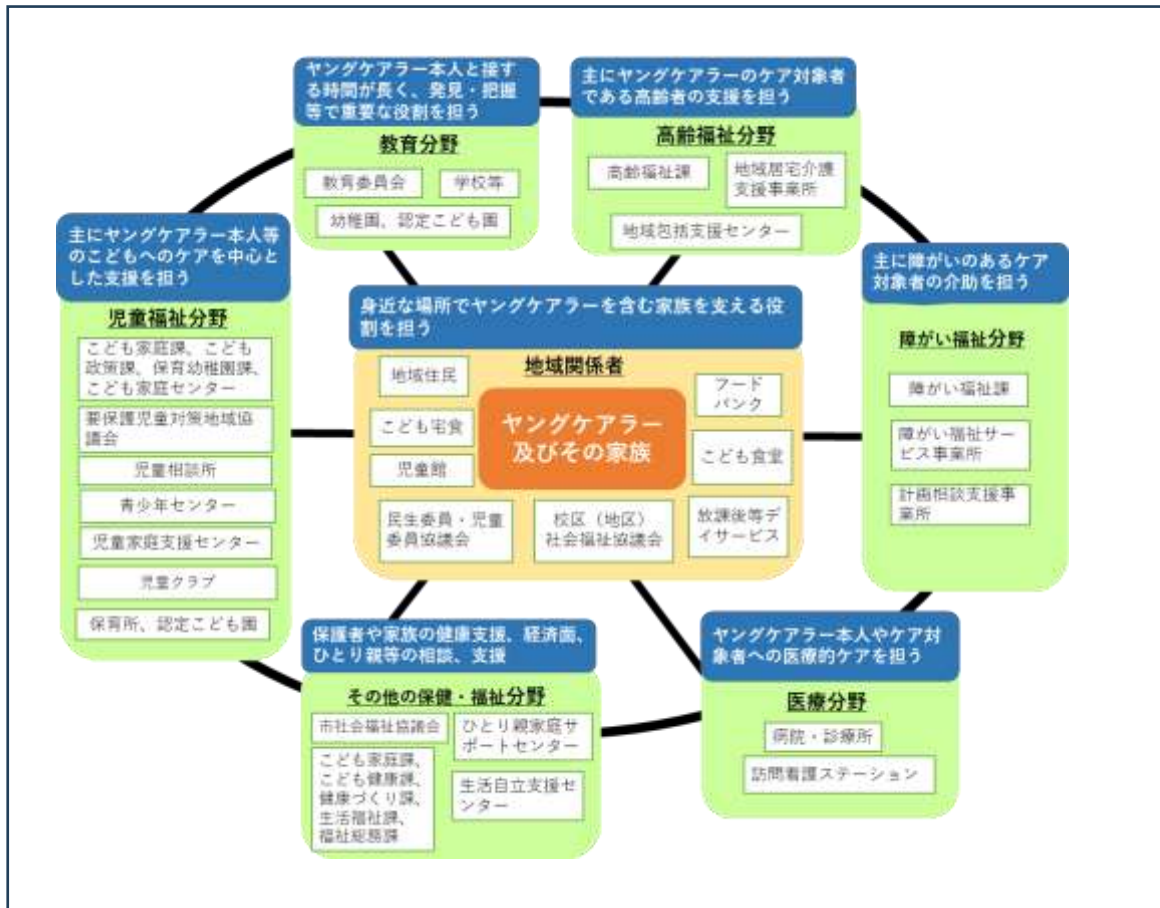
	分野（場所）等	気づくポイント（チェックリスト）
1	教育・保育施設（学校、保育所等）	<input type="checkbox"/> 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い <input type="checkbox"/> 提出物が遅れがちになってきた <input type="checkbox"/> 持ち物がそろわなくなってきた <input type="checkbox"/> しっかりしすぎている <input type="checkbox"/> 優等生でいつも頑張っている <input type="checkbox"/> こども同士よりも大人と話が合う <input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる <input type="checkbox"/> 服装が乱れている <input type="checkbox"/> 児童・生徒から相談がある <input type="checkbox"/> 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている <input type="checkbox"/> 保護者が授業参観や保護者面談に来ない <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
2	高齢者福祉障がい福祉	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
3	生活保護、生活困窮	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
4	医療	<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある（平日に学校を休んで付き添いをしている場合など） <input type="checkbox"/> 来院時の本人の身なりが整っていない、むし歯が多い <input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
5	地域	<input type="checkbox"/> 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 毎日のようにスーパーで買い物をしている <input type="checkbox"/> 毎日のように洗濯物を干している <input type="checkbox"/> 自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する <input type="checkbox"/> こども食堂での様子に気になる点がある
6	就労	<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
7	その他	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助、きょうだいの世話などをしている姿を見かけることがある（保健師による訪問時、物資支援時等） <input type="checkbox"/> ごみ問題の発生 <input type="checkbox"/> 家賃不払いにより自宅を退去 <input type="checkbox"/> こどもが親の通訳をしている <input type="checkbox"/> 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行うこどもに関する相談がある

出所：令和3年度、国の子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

ヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関と役割

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行なうためには、分野の垣根を超えた機関連携が必要となることがあります。多様な関係者が協力して支援することで、よりよい支援が行えます。

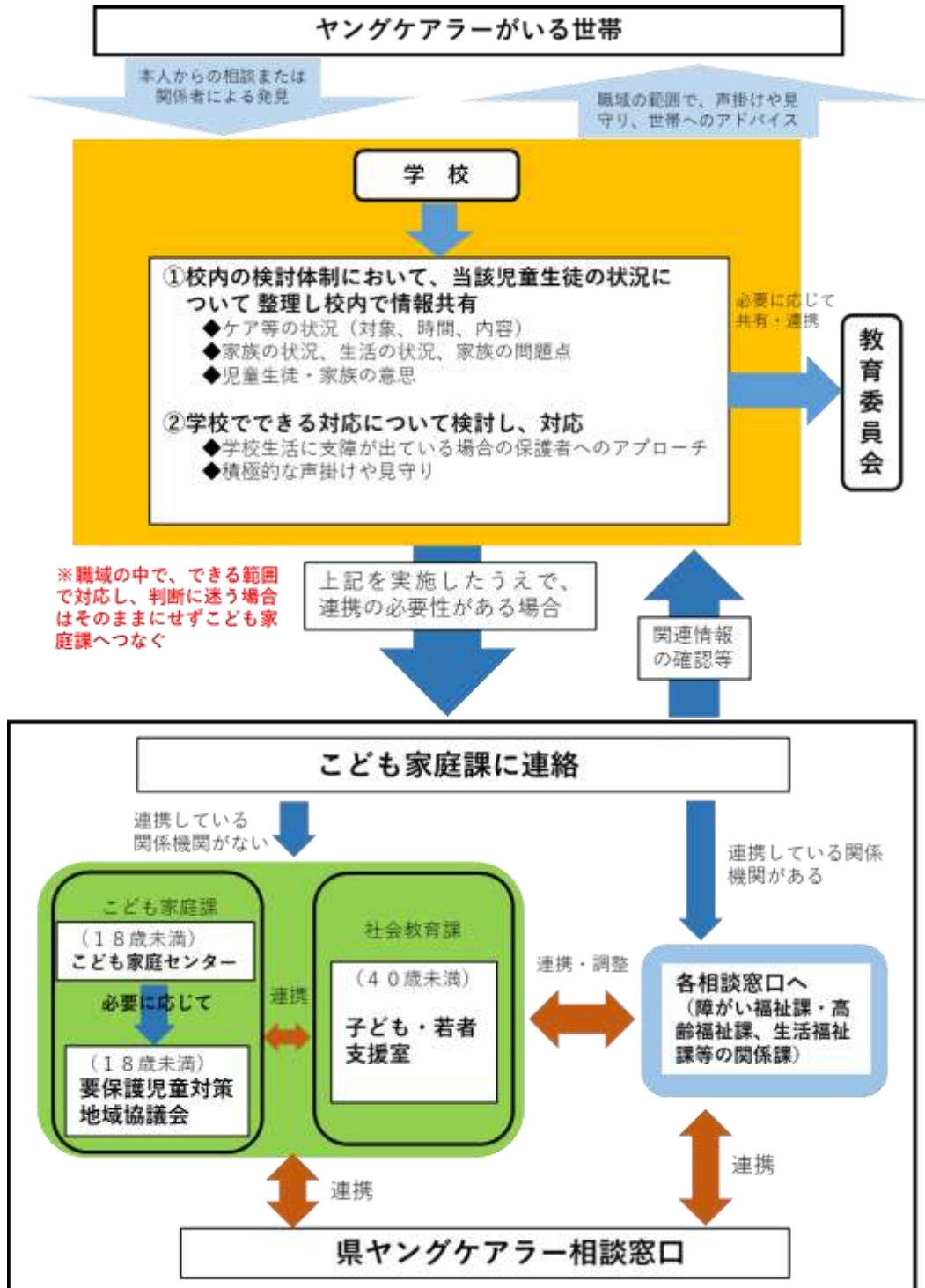
<ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関>



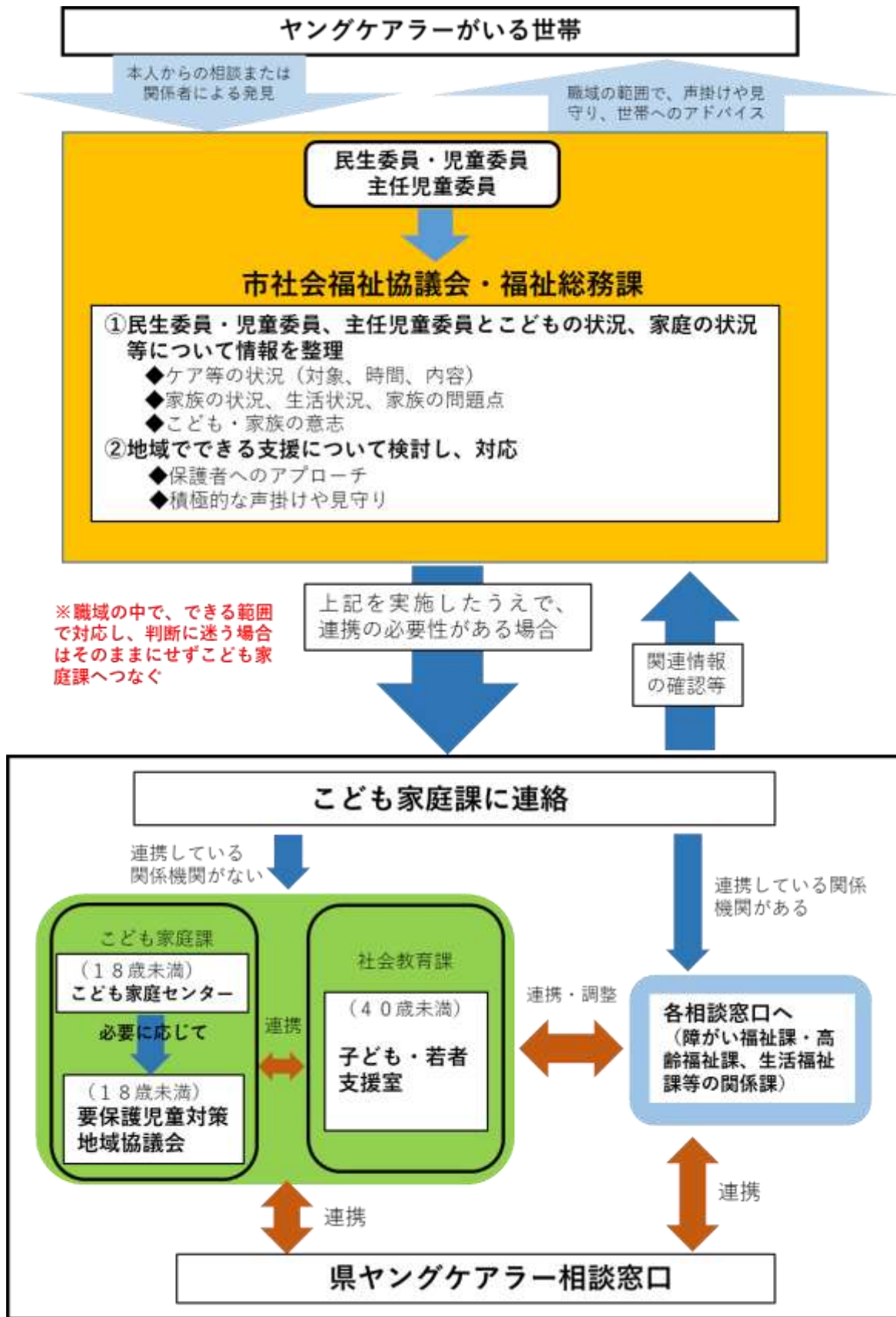
ヤングケアラーを発見した際の対応

ヤングケアラーやその世帯を発見した際の対応や連携して行う支援が必要な場合のフロー図を作成しました。それぞれの分野における支援の流れは以下の図表を参考にしてください。

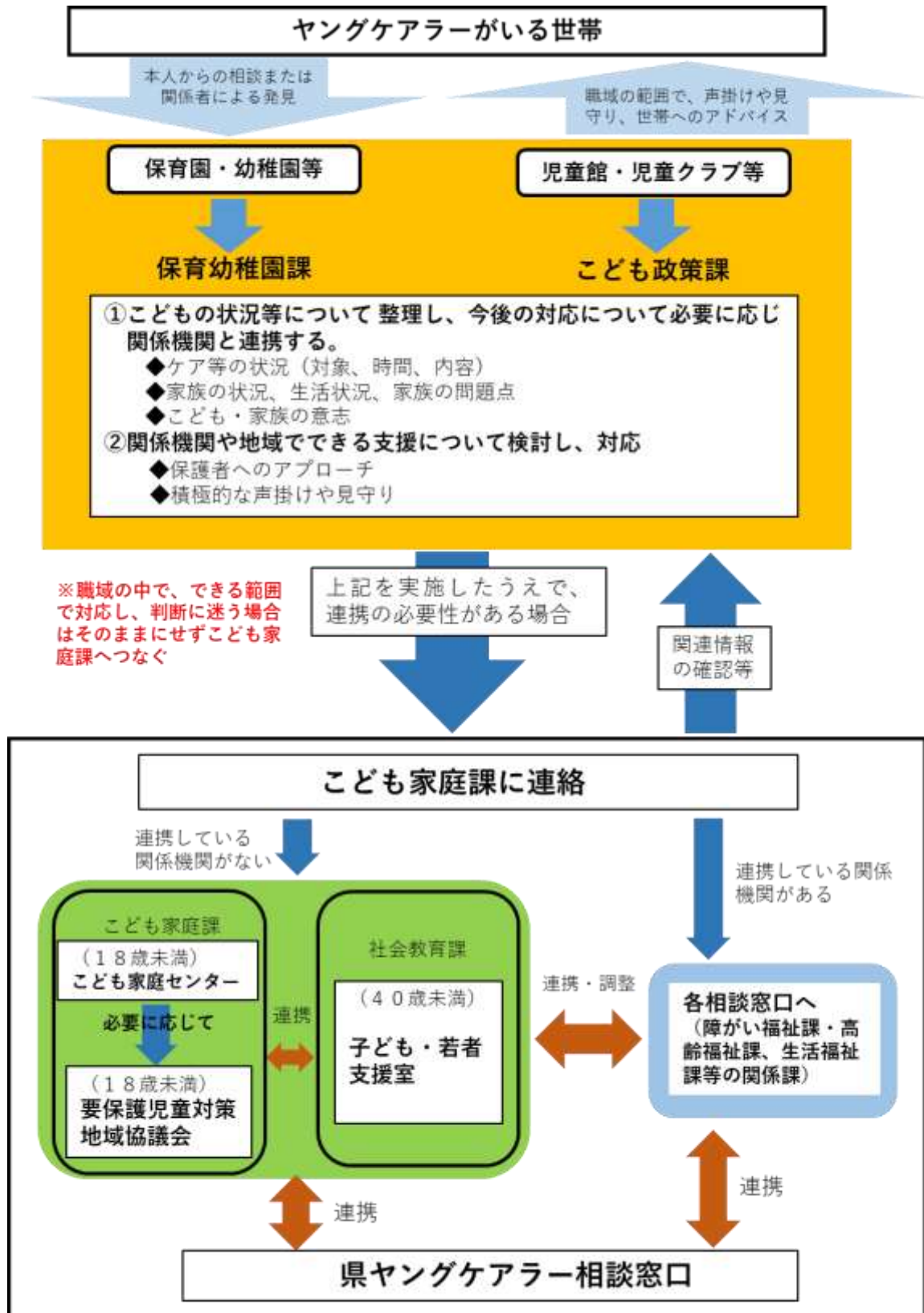
【学校が発見した場合のフロー】



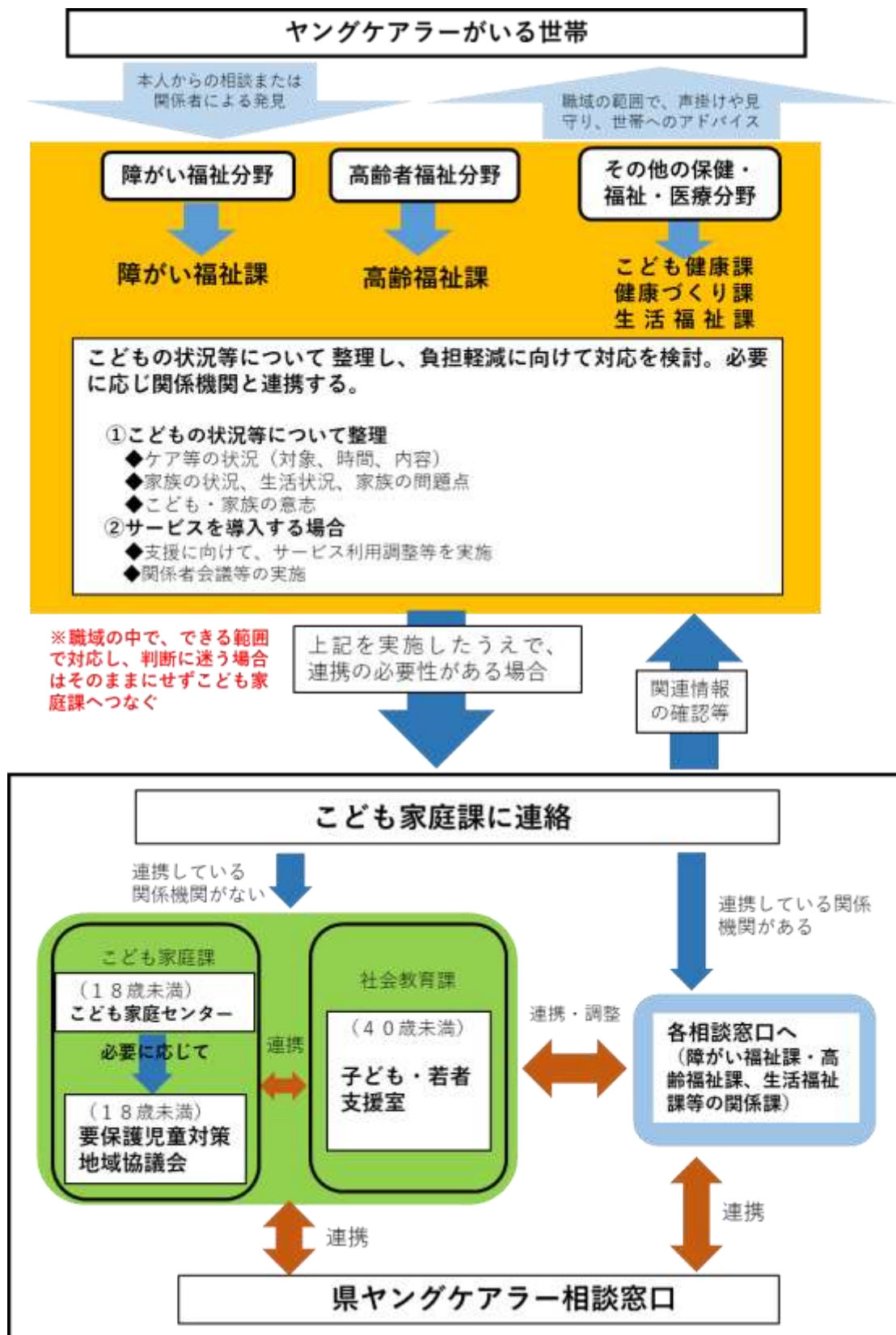
【民生委員・児童委員及び主任児童委員が発見した場合のフロー】



【児童福祉分野・地域関係者が発見した場合のフロー図】



【保健・福祉・医療分野が発見した場合のフロー図】



ヤングケアラーの相談窓口

○ヤングケアラーやその家族からの相談のほか、ヤングケアラーの発見者が行政の支援が必要と感じた場合には、以下の窓口へ相談・連絡をお願いします。

<ヤングケアラーの相談窓口>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤル	ヤングケアラー本人や家族、関係機関、地域の方	ヤングケアラーに関する相談について 月・水・金11:00~18:00 (土・日・祝日、年末年始は除く)	電話 090-9717-0566
佐賀県中央児童相談所	18歳未満の子どもや保護者	児童虐待をはじめ、子どもに関するあらゆる悩み事の相談窓口、児童虐待の通報窓口	電話 0952-26-1212 または189 児童虐待通告は24時間365日
佐賀市子ども家庭センター	18歳未満の子どもや保護者、関係機関等	妊娠・出産、子育て、子どもの発達、女性、家庭、ひとり親についての様々な相談、ヤングケアラーに関する相談 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0952-40-7254 メール相談 kokasen@city.saga.lg.jp
佐賀市青少年センター相談窓口	子どもや保護者	【子ども電話・メール相談】 学校生活、親子関係等に関する相談 10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0952-29-3594 メール相談 kodomosoudan@city.saga.lg.jp
	40歳未満の青少年や家族	【子ども・若者支援室】 不登校、ひきこもり等に関する悩み 10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0952-24-2333 (予約制)
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	子どもや保護者	いじめやその他のSOS全般 24時間受付(年中無休)通話料無料	電話0120-0-78310 (なやみいおう) フリーダイヤル
一般社団法人 ヤングケアラー協会	ヤングケアラー本人や家族、関係機関、地域の方	LINE相談窓口、相談事業、ヤングケアラーコーディネーター、イベント、研修・講演会、オンラインコミュニティ運営等 HP: https://youngcaterjapan	連絡先 contact.form@youngcaterjapan.com
子どもの人権110番(法務省)	子ども、子どもに関する悩みをお持ちの大人	いじめや虐待など子どもの人権問題に関する専用電話 平日8:30~17:15通話料無料 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0120-007-110
佐賀県警察少年サポートセンター	子ども、子どもに関する悩みをお持ちの大人	非行・不良行為少年、被害少年など、20歳未満の子どもに関する悩みや困りごと 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話0120-29-7867 (ふかくなやむな)

ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス

○ヤングケアラーに対して提供できる公的なサービスについて、ケース別の提供例をご紹介します。

＜ケース別のサービス提供例＞

	ケース例	提供サービス・措置等の例	担当部署・関係機関等
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	・居場所の提供 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・コミュニティカフェ	こども政策課 こども家庭課 市社会福祉協議会・各公民館・自治公民館等
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	・ピアサポート（オンライン） ・交流会（オンライン）	一般社団法人ヤングケアラー協会（全国）
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談やカウンセリング ・医療サービス	各学校（学校教育課） 各医療機関（健康づくり課）
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・サポートママ、ファミリーサポート ・保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用調整 ・一時預かり事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・児童クラブの利用調整	こども家庭課 保育幼稚園課 こども政策課
5	日常生活の支援をする場合	・子育て世帯訪問支援事業 ・ひとり親家庭への日常生活支援 ・ひとり親家庭への資金貸付 ・食事や日用品の提供（フードバンク、こども宅食、コミュニティフリッジ、こども食堂） ・家計見直し支援 ・行政手続き等の支援	こども家庭課 こども政策課 グリーンコープ（福祉・就労支援室） こども家庭課他
6	学習支援が必要な場合	・生活困窮世帯へのこどもへの学習支援 ・ひとり親家庭へのこどもへの学習支援	SSF※1（生活福祉課） こども家庭課
7	人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	・青少年センター子ども・若者相談支援事業 ・児童家庭支援センターへの相談 ・進路相談（教育相談） ・学校の担任への相談	SSF（社会教育課） 児童家庭支援センター 絆 学校（学校教育課）
8	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障がい等がある場合	・障がい福祉サービス ・訪問看護 ・自立支援医療	障がい福祉課 各医療機関 障がい福祉課
9	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	・成年後見制度の利用に関する相談 ・介護保険サービス ・介護保険以外の高齢福祉サービス	高齢福祉課・市社会福祉協議会 各おたっしや本舗 高齢福祉課・市社会福祉協議会
10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療ケアが必要な場合	・医療サービス（受診、訪問看護等）	各医療機関 県中部保健福祉事務所
11	経済的支援（経済的自立）が必要な場合	・市社会福祉協議会への相談 ・生活自立支援センターへの相談 ・就労準備支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・ひとり親家庭相談事業、母子父子自立支援プログラム策定 ・障害年金受給 ・生活保護受給 ・就労相談等	市社会福祉協議会 SSF（福祉・就労支援室） こども家庭課 保険年金課 生活福祉課 ハローワーク
12	ヤングケアラーがケアをする対象者に通訳やコミュニケーション支援が必要な場合	・通訳サービス ・障がい福祉サービス（手話通訳および要約筆記者の派遣）	県国際交流協会 障がい福祉課
13	生活環境を一新する必要がある場合	・母子生活支援施設への入所 ・里親委託	こども家庭課 県中央児童相談所

※1：スチューデント・サポート・フェイス

○こども家庭センター○

家庭や子育てに関するさまざまな悩み（妊娠・出産、子育て、こどもの発達、ひとり親家庭、女性、家庭の相談）ごとに、専門の相談員が応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。児童虐待の通告窓口にもなっています。

■相談時間 8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■電話相談 0952-40-7254

■面談相談 佐賀市役所 こども家庭センター ※面談は要予約

○お問い合わせ先○

佐賀市 こども未来部 こども家庭課

☎0952-40-7289 ✉kodomom@city.saga.lg.jp

URL：<https://www.city.saga.lg.jp/main/76011.html>